表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（第四十条の四において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。第四十条の四第六項第二号及び第九項第二号において「実施要領」という。）第三条に規定する平成二十二年度燃費値が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること（当該自動車に係る自動車検査証に次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める事項が記載されている自動車に限る。）。

イ　法第九十条の十第一項に規定する乗用自動車　次項に定める方法により当該自動車のエネルギー消費効率（法第九十条の十第二項第四号イ(3)に規定するエネルギー消費効率をいう。ロ及び第四十条の四第八項において同じ。）が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十二パーセント向上達成車、平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車、平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車、平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車であること。

ロ　法第九十条の十第二項に規定する貨物自動車　次項に定める方法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十二パーセント向上達成車、平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車、平成二十二年度燃費基準四十四パーセント向上達成車、平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準五十七パーセント向上達成車であること。

2　施行令第五十一条の二第二項に規定する法第九十条の十二第一項第四号イ(3)に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率及び同号ロ(3)に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法とする。

3　施行令第五十一条の二第二項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

（特定自動車の範囲）

第四十条の三　施行令第五十一条の三第一項に規定する財務省令で定める自動車は、道路運送車両法施行規則第四十四条第一項ただし書に規定する離島に使用の本拠の位置を有する自動車とする。

別表第七㈠備考1及び備考2(3)から(5)までの規定中「国内に」を削り、同表の備考2(8)を同表の備考2(9)とし、同表の備考2(5)から(7)までを同表の備考2(6)から(8)までとし、同表の備考2(4)の次に次のように加える。

(5)　当該特定口座が法第37条の14の２第５項第５号に規定する課税未成年者口座である場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

別表第七㈠の表中	上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内得税徴収高計算書			
配当等についての所	を	上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択未成年者口座等において契約不履行等事由が生		
口座内配当等じた場合の所得税徴収高計算書	に、	区　分	人　員	源泉徴収選択口座 源泉徴収選択口座

内調整所得金額等及び内配当等の額	税　額	を	区　分	人　員	源泉徴収選択口座 源泉徴収選択口座 年者口座等におい 生じた場合の上場 金額及び配当所得

内調整所得金額等及び内配当等の額又は未成て契約不履行等事由が株式等の譲渡所得等のの金額	税　額	に改め、同表の備考1及び備考2を次のように改める。

1　この計算書を「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」として使用する場合には、この計算書の表の「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」の字句を抹消し、次のように記載すること。

(1)　「平成　　年（　　月）分」の空欄には、法第37条の11の４第１項に規定する源泉徴収選択口座（以下「源泉徴収選択口座」という。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価若しくは源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済による差益に相当する金額の支払又は法第37条の11の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）の交付をした年（源泉徴収選択口座につき施行令第25条の10の11第２項各号に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する年及び月）を記載すること。

(2)　「上場株式等の譲渡」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

イ　「納付税額」の欄には、法第37条の11の４第１項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。

(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年（施行令第25条の10の11第２項各号に規定する事由が生じた源泉徴収選択口座にあつては、当該事由が生じた日までの期間に限る。以下１において同じ。）に行われた源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた法第37条の11の４第２項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額（施行令第25条の10の11第８項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額からその年の同項に規定する還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額（その年において生じた法第37条の11の４第３項に規定する満たない部分の金額をいう。ロ(ii)において同じ。）の総額を控除した金額）

ロ　「還付税額」の欄には、その年における法第37条の11の４第３項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に還付すべき所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。

(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年の還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額の総額を記載すること。

(3)　「配当等」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

イ　「納付税額」の欄には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等について法第３条の３第３項（同条第１項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。）、第８条の３第３項（同条第２項第２号に係る部分に限る。）、第９条の２第２項又は第９条の３の２第１項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。